

令和 6 年度 第 1 回佐倉市子育て支援推進委員会 会議録

会議名称	令和 6 年度 第 1 回佐倉市子育て支援推進委員会
開催日時	令和 6 年 6 月 7 日(金) 午後 1 時 1 5 分～午後 3 時 00 分
開催場所	佐倉市役所 社会福祉センター3 階中会議室
出席者等	●委 員 阿部委員長、斉藤副委員長、佐藤委員、秀島委員、 荒畑委員、和泉委員、本間委員、中川委員、大西委員、 中間委員、藤平委員、田中委員 ●事 務 局 こども支援部 細井部長 こども政策課 齋藤課長、田中副主幹、長谷川副主幹 笠松主任主事、谷口主任主事、根本主事 こども保育課 飯野課長、ダドバンド主査、小出主査 こども家庭課 秋葉副主幹 母子保健課 緑川副主幹 社会教育課 照井主査 社会福祉課 松原主幹 指導課 井上主査 教育センター 堀口指導主事、
会議議題	(1) 佐倉市子育て支援推進委員会委員長及び副委員長の選出について (2) 佐倉市子育て支援推進委員会の会議公開等について ア 会議の一部を非公開とする場合の決定方法について イ 傍聴要領について ウ 会議録の作成方法及び確認方法について (3) 佐倉市子育て支援推進委員会について (4) 令和 6 年度佐倉市子育て支援推進委員会の開催スケジュール(案)について (5) 第 3 期佐倉市子ども・子育て支援事業計画(佐倉市こども計画)について (6) 第 2 期佐倉市子ども・子育て支援事業計画について (7) その他

【 1 開会】

【 2 部長挨拶】

【 3 佐倉市子育て推進委員会委員自己紹介】

【 4 事務局自己紹介】

【 5 議題等】

●議題 1 佐倉市子育て支援推進委員会委員長及び副委員長の選出について

●議題 2 佐倉市子育て支援推進委員会の会議公開等について

ア 会議の一部を非公開とする場合の決定方法について

イ 傍聴要領について

ウ 会議録の作成方法及び確認方法について

●議題 3 佐倉市子育て支援推進委員会について

●議題 4 令和 6 年度佐倉市子育て支援推進委員会の開催スケジュール(案)について

●議題 5 第 3 期佐倉市子ども・子育て支援事業計画（佐倉市こども計画）について

●議題 6 第 2 期佐倉市子ども・子育て支援事業計画について

●議題 7 その他

【 6 閉会】

議題 1 佐倉市子育て支援推進委員会委員長及び副委員長の選出
について

（事務局）

今回、すべての皆様が新たに委員の委嘱を受けられたため、現在、委員長、副委員長が不在となっている。

選出については、子育て支援推進委員会条例第 5 条第 1 項の規定により、委員の互選により定めることとなっているため、委員長、副委員長の選出をしたい。

選出について、意見等ある方はいるか。

（意見なし）

（事務局）

特にないようであれば、敬愛短期大学の准教授であり、社会福祉論がご専門の、阿部孝志委員に委員長を、副委員長には、前期の副委員長であり、委員会の経緯に詳しく、新委員長を補佐していただけることから斉藤英晴委員に、それぞれお願いしたいと思うが、いかがか。

（意見なし）

（事務局）

それでは、委員長、副委員長については阿部委員、斉藤委員にお願いします。

会の運営についてもお願いします。

議題 2 佐倉市子育て支援推進委員会の会議公開等について

（事務局）

会議の公開について、佐倉市情報公開条例により、審議会等の会議は原則公開することとなっているため、本委員会の会議についても「原則公開」とする。

ただし、会議の全部又は一部が、個人情報に該当する事項を審議すると認められる場合などには、非公開とすることができるので、その方法について決定したい。

当該会議の全部又は一部を非公開とすることは、4 つの方法のいずれかにより決定することになっている。具体的には、「1 会議における議決」、「2 委員全員による個別の承認」、「3 あらかじめ指名された委員等による承認」、「4 その他審議会等が定める方法」により決定することになっている。

会議の全部又は一部を非公開とする場合の方法について、審議をお願いしたい。

（委員長）

本委員会は、15 人と人数も多いため、「3 あらかじめ指名された委員等による承認」を得て、決定することが現実的と考える。

本委員会の会議は「原則公開」することになるが、個人情報に該当する事項等を審議する場合には、委員長・副委員長による承認を得て、決定するということによいか。

（意見無し）

それでは、本委員会の会議の全部又は一部を非公開とする場合は、委員長・副委員長による承認を得て、決定するものとする。

（意見無し）

（事務局）

次に「傍聴要領」について、会議を公開するに当たっては、会議が円滑に行われるよう、傍聴人に守っていただく事項等を「傍聴要領」とし

て定めることになっている。

市の統一のひな形をもとに作成し、前期使用していたものを「案」としてお配りしているので、審議をお願いしたい。

（委員長）

お手元の「傍聴要領（案）」を、本委員会の傍聴要領とし、傍聴人に配布してよいか。

（意見無し）

（事務局）

最後に「会議録の作成方法及び確認方法」について、前期は、議事要録として、発言した委員のお名前は伏せた状態で作成し、委員長・副委員長に確認した上で確定、公表していた。

今期の「会議録の作成方法及び確認方法」について、審議をお願いしたい。

（委員長）

「会議録の作成方法及び確認方法」について、事務局から説明のあった前期の方法のとおりとしてよいか。

（意見無し）

（傍聴希望の方 1 名入室）

（委員長）

傍聴人は、傍聴に際して、配布した傍聴要領に記載の事項を順守し、傍聴をお願いしたい。

議題 3 佐倉市子育て支援推進委員会について

（事務局）

（資料 1 を用いて、子育て支援推進委員会の概要と、4 つの役割等について説明）

佐倉市子育て支援推進委員会は、子育て支援施策の推進のために整備された、「子ども・子育て支援法」第 77 条に基づき、市町村が設置する合議制の機関、いわゆる審議会として位置づけられている。

この審議会には 4 つの役割が定められている。

1 つ目の役割が、特定教育・保育施設の利用定員、つまり保育できる園児数を決める際に、設定案について市から意見を伺うので、それに係る

意見を述べて頂くこと。

2 つ目の役割が、特定地域型保育事業（佐倉市でいうと、園児数が 20 名に満たない小規模な保育施設）について、保育園と同様に、設定案について市から意見を伺うので、それに係る意見を述べて頂くこと。

3 つ目が、佐倉市子ども・子育て支援事業計画に関して、その内容や進捗状況について、市から意見を伺うので、それに係る意見を述べて頂くこと。

4 つ目が、市が実施する子育て支援に係る政策について、市から意見を伺うので、それに係る意見を述べて頂くこと。

これらの審議をお願いする本委員会の構成は、

- ・学識経験者の方
- ・医師又は歯科医師の方
- ・民生委員・児童委員・主任児童委員の方
- ・保育園、幼稚園又は認定こども園の園長先生
- ・小学校又は中学校の校長先生
- ・保育園、幼稚園、認定こども園、小学校又は中学校に在籍するお子さんの保護者の方
- ・子育て支援に関心があり、公募で応募される市民の方
- ・児童センター又は学童保育所の施設長の方

で構成されている。

昨年度からこども計画の策定に取り掛かっており、この 5 月に実施したアンケート調査の設問内容についても多くの意見をいただいた。

（質疑・意見なし）

議題 4 令和 6 年度佐倉市子育て支援推進委員会スケジュール(案)について

（事務局）

（資料 2 を用いて、子育て支援推進委員会のスケジュールを説明）

今年度の佐倉市子育て支援推進委員会は、本日を含めて 5 回の開催を予定している。本日の会議では、現在策定を進めている佐倉市こども計画や、第 2 期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について。

8 月の第 2 回委員会では、現在聴取しているアンケート調査の結果報告と、計画への反映及び令和 6 年 4 月 1 日に、公立南志津保育園を引き継いだ民間園である「AIAI NURSERY 下志津」の、フォローアップについて。

11 月の第 3 回委員会では、佐倉市こども計画の骨子案や、夏に行く高校生のワークショップの報告、保護者アンケートの実施について

1 月の第 4 回委員会では、佐倉市こども計画案、幼保小接続、根郷保

育園の民営化について

3月の第5回委員会では、佐倉市こども計画をパブリックコメントにかけたあとの結果報告、佐倉市こども計画の策定について。

その都度内容は変わる場合もあるが、概ね、以上のような予定である。

（質疑応答・意見）

（委員）

こどもの対象範囲を明確にしたい。

スケジュール（案）をみると保育園や幼稚園等低年齢層に重点を置いているように感じる。どの年代に力を入れていくのか。

（事務局）

少し抽象的ではあるが、こども家庭庁から示されているこどもは身心の発達過程にあるものとされている。

令和7年度から策定するこども計画には青少年育成計画も統合しようとしている。青少年育成計画では施策によっては39歳未満までを指しているものもあるため1つの目安となる。

こども大綱に掲げられているように、理念としては生まれてから成熟するまで切れ目ない支援。市のこども計画を策定する際にはこども大綱を勘案していく。

その中で国のガイドラインでもライフステージ別支援とあるが、全部は難しいため、こども計画策定の中で重点事項は決めていきたい。

議題5 第3期佐倉市子ども・子育て支援事業計画（佐倉市こども計画）について

（事務局）

（資料3を用いて佐倉市子ども・子育て支援事業計画（佐倉市こども計画）について説明）

第3期佐倉市子ども・子育て支援事業計画（佐倉市こども計画）について、説明する前に、市町村こども計画を策定する前段部分のこども家庭庁の発足やこども大綱について説明する。

令和5年4月1日、こども家庭庁が発足。こどもに関する施策を一元化して進めるため、内閣府、厚生労働省、文部科学省における関係部署が統合されたものである。

こども家庭庁の発足と同時に施行された、こども基本法とは、すべての子どもが幸せな生活を送ることができる社会を目指して、その基本的な考え方を明示し、国や地方公共団体など、社会全体でこどもに関する取組である「こども施策」を進めるために制定された。

こども基本法の中身を少し紹介する。第9条では、国はこども大綱を

定めなければならない、と規定されており、第 11 条では、国や地方公共団体は、こどもの意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないと規定されている。

こども大綱とは、「こどもまんなか社会」の実現を目指して、こども施策を総合的に推進するために国が定めた「こども施策に関する大綱」である。

「こどもまんなか社会」とは、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会のことである。

都道府県は、こども大綱を勘案して都道府県のこども計画を策定し、市町村は、こども大綱や都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を策定する。

次に佐倉市こども計画について。

佐倉市こども計画は、市町村こども計画の佐倉市版となるが、市町村こども計画とは、当該市町村におけるこども施策に関する計画のことである。

こども基本法第 10 条第 5 項によると、市町村こども計画は、子ども・子育て支援事業計画、青少年育成計画、子どもの貧困対策計画など一体的に作成することができるとされている。

佐倉市では、令和 5 年 3 月に、子ども・子育て支援事業計画の中間見直しを行い、子どもの貧困対策計画を内包した計画を策定した。

今回の計画では、こども基本法に則り、青少年育成計画も内包した計画にする予定である。

市民のニーズなどを調査・分析し、その結果を踏まえて計画を策定していく。

ニーズ調査や計画策定支援業務は民間事業者に委託している。

計画策定スケジュールについて。6 月にニーズ調査が終了し、報告書をまとめる。次回開催の 8 月に、委員の皆様にもニーズ調査の報告書をお渡しできると思う。

ニーズ調査が終了したら、課題の分析や指標の検討を行いつつ、計画の骨子案、素案、計画案の順に作成していく。

また、高校生のワークショップを夏休み中に実施する予定である。こども基本法の説明でも申し上げたが、こども基本法第 11 条には、国や地方公共団体は、こどもの意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないと規定されている。

今回のワークショップは、こども基本法を踏まえて実施するものである。対象は市内 4 つの高校の生徒で、7 月下旬に実施予定である。

1 グループあたり 4、5 名で、全体で 20 名程度を考えている。

内容としましては、2 つ考えている。

1 つ目は、計画の理念に反映できるような内容、2 つ目は、計画の事業として反映できるような内容を予定している。

資料には記載していないが、現在考えているテーマは次のとおりである。

1 つ目の計画の理念に反映できる内容については、「こどもを育てたいと思えるまちはどんなまちか」、

2 つ目の事業として反映できる内容については、「高校生が関われる既存施設を活用した居場所づくり」。ワークショップ開催日の 1、2 週間前には決定する予定である。

子育て支援推進委員会は、今後、8 月、11 月、1 月、3 月に開催する予定であり、その際に委員の皆様には計画に関するご意見を伺う。

（質疑応答・意見）

（委員長）

せっくなので皆さんの意見・質問・感想を伺いたい。

（委員）

市内 4 校はどのように選ぶのか。

（事務局）

市内公立高校 4 校を選定。各学校に 5 名ずつ選出を依頼する予定である。

（委員）

今までの 2 期計画と 3 期計画で大きく変わっていく点はあるか。しっかり議論してく点があれば教えて欲しい。

（事務局）

まず時点が違うため、前回計画をたてた 5 年前からの変化を盛り込んでいく必要がある。1 つ変わった点をあげるのであれば未就学児の人口減少が進み、需要と供給のバランスも変化している。

教育・保育の提供区域の見直しや新たな社会問題への対応も盛り込んでいく必要があると考える。

（委員）

青少年育成計画をこども計画に一体化するのはなぜか。

（事務局）

国のガイドラインで一本化してもよいと定められた。
統合することで一体的に考えられ、年代別の切れ目ない支援に繋がると考える。

昨年度の推進委員会でも議論があり一体化することにした。

（委員）

今後アンケート調査を行うときには「誰が回答したか」「回答する際に相談したか」という設問を用意すれば、主に実際に誰が子育てに携わっているのがわかるのではないかと感じた。そのデータも計画を策定するうえで役にたつのではないかと感じた。

（事務局）

参考にさせて頂く。

（委員）

特別支援が必要な子どもや、障害かどうかわからない子どもは未就学や就学などステージ別に必要な支援が変わってくると思う。
個別の内容はどこに盛り込まれるのか。また別の計画があるのか。

（事務局）

現時点では資料に子ども計画としかないのでわかりづらいかもしれないが、計画骨子案、計画案をご覧いただく中で、意見を頂戴し参考にしていきたい。

（委員）

ワークショップについて。市内、市外高校生でまた考え方が違うのではないかと興味を持った。

（委員）

前期の委員会の中で議論した内容がニーズ調査の設問には盛り込まれていると思う。早く調査結果が知りたい。提供している保育が子ども、保育者にニーズに沿っているのか、ニーズに沿った対応が提供可能なのか関心がある。

（委員）

人それぞれ様々な要因があるため、どんな活動がこどもの居場所に役立てるのか。現状を知り考えていきたい。

（委員）

高校生のワークショップの題材で考えている高校生の居場所づくりとはどのようなものか。

（事務局）

高校生が関われる既存の施設を活用したこどもの居場所づくりというテーマで、高校生の居場所づくりというものよりも、高校生に自分たちになにができるかという投げかけの意味合いがある。その答えを居場所作りに繋げていきたいという狙いがある。

（委員）

高校生のワークショップはいい経験になると思う。今後、将来を考えていく際に参考になると思う。

（委員）

ニーズ調査は大切な取り組みだと思う。次回参加ができないのでメールでも構わないのでプロセス集計の場を設けてくれるとありがたい。

高校生のワークショップいいと思う。参加できる子もいると思うので、何らかの方法で支援学校の生徒の意見も吸い上げて欲しい。

（事務局）

ニーズ調査の対象は未就学児の保護者、小学５年生とその保護者、中学２年生とその保護者、青少年。７月の中旬頃に集計結果のとりまとめが終わると予定であるので、次回開催前に委員の皆様にご覧頂けるようにしたい。

（委員長）

ニーズ調査によって各年齢層の、誰が、どのように困っているのかをしっかりと踏まえる必要があると思う。

委員の皆さんの関心が多かった高校生のワークショップはご意見があったように、特別支援学校の意見も吸収できるように計画してもらえたらなと感じた。

また市民の皆さまがもっているニーズの中に更に付け加えていくような議論、検討をしていけたらよいと思う。

議題６ 第２期佐倉市子ども・子育て支援事業計画（佐倉市こども計画）
について

（事務局）

現行の第 2 期佐倉市子ども・子育て支援事業計画について、資料 4 - 1 の「1：佐倉市子ども・子育て支援事業計画について」を用いて説明する。

まず、初めに「佐倉市子ども・子育て支援事業計画とはどのようなものなのか」という点について説明する。

現在の子育て支援等に係るほとんどの制度は、平成 27 年 4 月 1 日に施行された子ども・子育て支援法で定められています。

子ども・子育て支援法は、すべての子ども、子育て家庭を対象に、幼児教育・保育、地域の子育て支援の質、量の充実を図ることを目的に定められており、その第 61 条において、「市町村は、5 年を 1 期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定める」とこととされている。

佐倉市でも、この条文を受けて、平成 27 年から令和元年度までを計画期間とする第 1 期の佐倉市子ども・子育て支援事業計画を策定した。現在は令和 2 年度から 6 年度までを計画期間とする第 2 期となっており、今年度が現計画の最終年度である。

この計画は記載のとおり、7 章立てとなっているが、計画策定当初は 6 章立てであった。令和 5 年 3 月に中間見直しを行い、第 6 章 佐倉市子どもの貧困対策計画を策定・追加し、現在の 7 章構成となっている。

貧困対策計画策定の背景には、令和元年度の子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正に伴い、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的に実施することを目的とし、市町村での計画策定が努力義務とされたことがある。

子どもの貧困対策計画については、計画策定から 1 年ほどしか経過していないことから、第 3 期計画を策定する中では、基本的には変更せずに残す予定であり、昨年度の推進委員会でも議論行った。こども計画の中間年度で、計画を見直すことを検討している。

続いて、第 2 期佐倉市子ども・子育て支援事業計画の令和 5 年度の実績報告を行う。

「資料 4 - 2 第 2 期佐倉市子ども・子育て支援事業計画進捗管理シート」は、「第 2 期佐倉市子ども・子育て支援事業計画」の、第 5 章とリンクしている。

計画の第 5 章においては「基本施策の展開～基本目標達成のための 7 つの取り組み～」を定め、基本目標に基づき、7 つの重点的な施策・事業を推進することとしている。

それぞれの施策・事業には、取り組みに対する指標が定められ、7 つの施策・事業を合計して、22 件の指標について、目標値が設定されています。

令和５年度の欄にあるとおり、２２件の指標のうち、１９件の指標において進捗しており、内１６件が目標を達成している。

目標達成率が７２．７％と、前年度と同率となっているが、進捗があったものは８６．３％と、前年度より数値を伸ばしている。また、進展していない指標は３指標に減少した。

次に、実績の内容について。

進捗したものは、前述のとおり２２件の指標中１９件で、内訳は目標達成が１６件、順調が２件・進展が１件。

令和４年度と比較すると、目標達成した数は変わっていないが、

新たに目標達成したものが１件あり、１件目標達成していたものが順調に落ち、全体では変わらない結果となった。

新たに目標達成したものについて。

・重点事業２ すべての子どもが安心して過ごせる居場所を作ります。

の「ヤングプラザ事業参加人数」である。

ヤングプラザの事業参加人数については、令和５年５月に、コロナが５類になったことにより、事業への参加が積極的に行われるようになったことが大きいと見込んでいる。

１件、目標達成から順調に落ちたものについては、

・重点事業５ 保育施設、学童保育所における待機児童を解消します。

の「保育園等認可定員数」である。

認可定員数については、「志津わかば幼稚園」が認定こども園として、令和５年４月１日に開園したことに伴い、保育の定員数は増加したが、目標となる数値には達しなかった。

しかしながら、②の保育園等待機児童数のゼロは維持することができており、計画を策定したときよりも、実際に保育を利用する利用者数が減っていることがうかがえる。

次に、順調が２件に増えている内訳は、１件は、認可定員数が目標達成から落ちて順調になったものである。

もう１件は、

・重点事業５ 保育施設、学童保育所における待機児童を解消します。

の「学童保育所待機児童数」について、前年度の３３人から４人と、大幅に減少することができたことによるものである。令和４年度中に２か所の学童保育所、第三西志津学童保育所と第二寺崎学童保育所を

整備したことにより、待機児童が大きく減少したものと考えている。
進展については、増減・変更はありません。

（質疑応答・意見）

（委員）

児童の待機児童は減少傾向。場所による偏在はあると思う。
区域の設定や、見直しが必要であると感じている。
個別の対応についてはこれからの議題になるのか。

（事務局）

提供区域の設定を計画に盛り込むこと予定である。
地域性を勘案し、サービス量、ニーズ量を検証し、見直す必要があると考えている。計画策定を進めていくなかで皆さんに提示していく。

（委員）

ヤングプラザの参加人数が増加。具体的にどのような取り組みを行ったのか。今後どのような取り組みをしていくのか。

（事務局）

ヤングプラザは指定管理に委託している。コロナで利用数 1/8 にまで減少し、前年は最盛期の 6 割程度まで回復した。一つの事業について複数日開催を設けて、期間的なスパンを長く設けることにより参加児童数が大幅に増加した。

今後について。今年度指定管理者の再募集を行っている。利用者の増加が見込めるよう新しい指定管理者にも期待したい。

（委員）

資料 4 - 2 の 3 ページ。幼稚園から小学校に上がるのは親、こども共に様々な面でハードルに感じると思う。連携協定とはどのような内容なのか。

同資料 9 ページ。不登校などへの対策だと思う。
こどもたちは大変な状況に置かれており重要なテーマだと感じる。
現実的には増加していると思う。スクールカウンセラーの配置数や相談件数といった目標をあげているが本来の意味で評価はできないと思う。
どこかのタイミングで実数がどうなっているかというところをだしてもらいたい。

（事務局）

まず連携協定について。昨年度に結んだものでいうと内容は小学校と幼稚園・保育園側で詰めてもらっている。手元に資料はないが音楽発表会、保育園と学校児童園児の交流、職員同士の交流などが内容だったと思う。結ぶことが目的ではなく、連携協定を結ぶことを足掛かりに交流を図ってもらいたいというのが狙いである。

次に不登校に関する部分であるが、ご指摘の通り不登校数は増えており、恐らく今後増えていくのではないかという状況。

見込みでやってはいけませんが、そういった想定でいる。

スクールカウンセラーや心の教育相談員等、児童、生徒などが相談できる場をもつというところで設定している。

(委員長)

3期に向けて新しいニーズとの接点もみながら、引き続き継続したほうがいいもの等、次回の委員会のとしまでに再度資料に目を通して頂き、生活の中で感じたこと等ご意見いただきながら議論ができればいいと思う。

7 その他事務局からの連絡事項

- ・計画策定の協力を頂いている株式会社明豊の担当者より挨拶
- ・次回8月2日の第2回子育て推進委員会の際に託児が必要であれば用意をする。事前連絡を依頼。

(閉会)